

令和4年度

中小企業のみなさまへ

徳島県中小企業向け
融資制度の
ご案内

令和4年4月1日改正

徳島県の制度が
頑張る中小企業者を応援します！



徳島県商工労働観光部企業支援課

1 中小企業向け融資制度とは

県では、金融機関、信用保証協会と協力し、中小企業者等の皆様の事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくために、低利の各種融資制度を設けています。

融資制度を利用していただくことによって、安定した経営を行い、将来は独自の実力と信用力で金融機関、さらには市場から資金調達できるようになっていただくことをねらいとしています。

2 融資制度を利用できる方（次の要件をすべて満たしていることが必要です）

(1)規模

資本金もしくは従業員数のうちどちらか一方が次の表を満たしている中小企業者

業種	資本金(又は出資の総額)	従業員数
製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金(又は出資の総額)	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 医療法人等、特定非営利活動法人、組合(事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合等)が対象となる資金もあります。

(2)業種

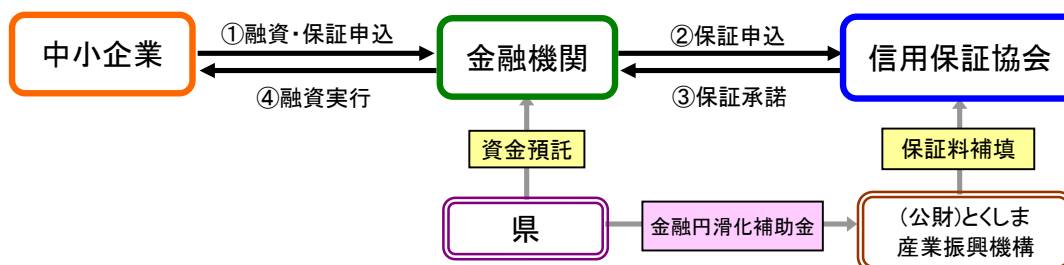
信用保証協会の保証対象業種であること。農業、林業、漁業、金融業、保険業など、業種によっては一部対象とならない場合があります。

(3)その他

法人県民税並びに事業税(個人事業税、法人事業税及び地方法人特別税)の滞納がないこと。申込みの際には、最寄りの徳島県東部県税局、南部総合県民局、西部総合県民局のいずれかで発行する「直近1年の期別証明」を提出してください。(写しでも可)

※ 各資金毎の融資対象要件に合致しても、金融機関、保証協会の審査により利用できない場合があります。

3 一般的な手続きの流れ(一部資金で異なる場合があります)



4 融資の申込み

融資を希望する方は、次の金融機関の本支店または信用保証協会に申し込んでください。なお、資金によっては、特定の申込先や取扱金融機関が定められているものがあります。

阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、三菱UFJ銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、徳島県信用農業協同組合連合会、商工組合中央金庫

令和4年度 徳島県中小企業向け融資制度目的別分類表

分類	資金名	目的・融資対象等	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
新型コロナウイルス対応支援	①伴走支援型経営改善資金	・新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上げが前年同月比15%以上減少している方等	6,000万円	運転・設備 10年 据置 5年	1.60%以内～ 1.85%以内	保証料補助 により 0%～0.95%
	②事業再生サポート資金	・認定支援機関の支援により作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	1企業者 2億8,000万円 1組合等 4億8,000万円	運転・設備 15年 据置 5年	1.90%以内	保証料補助 により0.2%
創業者者・小規模	③創業者無担保資金	・県内で新たな事業を開始しようとする方 ・事業開始後5年未満の方	3,500万円	運転 6年 設備 8年 据置 2年	1.20%以内～ 1.90%以内	0.00%～ 0.50%
	④小口資金	・小規模・零細企業者の方	2,000万円	運転・設備 7年 据置 1年	1.70%以内	0.30%～ 1.25%
事業支援承継	⑤事業引継ぎ支援資金	・事業承継に取り組む方 ・事業承継計画を有し、一定の要件を満たす方	8,000万円	運転 10年 設備 10年 据置 1～2年	2.15%以内	0.45%～ 1.05% 0.20%～ 0.90%
成長産業育成支援	⑥あわの輝き産業育成資金	・LED等の地域資源活用、情報通信関連産業、経営革新等に取り組む方	5,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内～ 1.90%以内	0.40%～ 0.65%
	⑦「LED×藍」企業振興資金	・「LED×藍」産業応援ファンドを活用して事業を行う方	2,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内	0.00%
	⑧地域資源産業応援資金	・とくしま経済飛躍ファンド(地域資源産業応援枠)を活用して事業を行う方	2,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内	0.00%
	⑨新事業展開・リカレント支援資金	・事業の転換、多角化、海外展開等に取り組む方 ・プロ人材を活用し、攻めの経営転換を行う方 ・従業員のリカレント教育に取り組む方	8,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 2年	2.00%以内	0.45%～ 1.05%
	⑩生産性革命応援資金 設備導入促進枠	・工場、事務所の建築、機械、装置の導入等を行う方	2億円	設備 20年 据置 2年	10年以内 1.80%以内 10年超20年以内 金融機関所定	0.30%～ 1.15%
	先端技術促進枠	・先端技術設備等の導入により、生産性向上や人手不足解消を図る方 ・シニアや女性、障がい者等の活躍の場を拡大する方	2億円	設備 20年 据置 2年	10年以内 1.70%以内 10年超20年以内 金融機関所定	0.30%～ 1.15%
	⑪外国人材受入支援資金	・特定技能外国人を受け入れる方又は登録支援機関で、特定技能外国人支援計画に基づいた事業活動を行う方	2,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内	0.45%～ 1.05%
	⑫DX促進資金	・デジタル技術を活用して、DXの実現に取り組む方 ・DX認定を取得した方	2億8,000万円	運転 10年 設備 20年 据置 3年	1.50%以内	0.30%～ 1.15%
	⑬GXビジネス促進資金	・グリーン社会実現に寄与する新しいサービス、新しいビジネスモデルの開発、事業活動を行う方	2億8,000万円	運転 10年 設備 20年 据置 3年	1.50%以内	0.30%～ 1.15%
経営安定支援	⑭セーフティネット資金	・不況業種に属し、売上げが前年同月比5%以上減少している方等	7,000万円	運転 10年 据置 2年	1.60%以内～ 2.05%以内	0.30%
	⑮経済変動対策資金	・経済不況や為替変動により資金繰りが悪化している方	5,000万円	運転 10年 据置 1年	1.90%以内～ 2.05%以内	0.30%～ 0.85%
	ウクライナ情勢対策枠	・原油・原材料価格の高騰の影響により、収益が悪化している方	5,000万円	運転 10年 据置 1年	1.80%以内～ 1.95%以内	0.20%～ 0.75%
	⑯経営安定借換資金	・県の保証付き融資制度の残高を複数有し、債務の一本化のため借換を行う方	5,000万円	運転・設備 8年 据置 2年	1.85%以内～ 2.10%以内	0.70%
経営改善強化枠	・徳島県信用保証協会「専門家派遣事業」を活用し、経営改善計画の策定等に取り組む方	7,000万円	運転・設備 10年 据置 2年	1.85%以内～ 2.10%以内	0.70%	
防災減災対策	⑰地震防災対策資金	・事業所の耐震化、津波浸水区域からの移転、備蓄倉庫の整備等、地震防災対策に取り組む方	1億円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内	0.10%～ 0.20%
	⑱土砂災害減災対策資金	・土砂災害警戒区域等から防災減災対策を目的とした事業所等の移転を行う方	1億円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.70%以内	0.20%
	⑲災害対策資金	・天災地変により事業所等が全壊、半壊、流失、浸水等の被害を受けた方	3,000万円～ 5,000万円	運転 5年 設備 10年 据置 1年	2.15%以内	0.45%～ 0.85%
	⑳災害時支援活動応援資金	・県との協定に基づき災害支援活動を行う方	5,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.90%以内	0.45%～ 0.65%
地域連携支援	⑳地域連携企業支援資金	・「徳島県奨学金返還支援サポート企業」、「徳島県はぐくみ支援企業」、「健康づくり推進活動功労者知事表彰(企業部門)」、「とくしまエシカルアワード」、「徳島県企業BCP認定制度」認証者・表彰者の方 ・消費者志向経営自主宣言事業者として消費者庁ホームページに掲載されている方	5,000万円	運転 7年 設備 10年 据置 1年	1.90%以内	0.45%～ 0.65%
一般支援	㉑一般資金	・一般的な用途に活用できる資金が必要な方	3,000万円～ 6,500万円	運転 5年 設備 10年 据置 1年	2.40%以内	0.45%～ 1.90%
	㉒短期事業資金	・短期の運転資金が必要な方	1,500万円	運転 1年	2.30%以内	0.30%～ 1.00%
	㉓はぐくみ事業所整備資金	・仕事と子育てが両立できる職場環境を整備する方	3,000万円	設備 10年 据置 1年	1.90%以内	0.30%

新型コロナ対応支援

資金名	①伴走支援型経営改善資金	
融資対象	<p>県内に事業所を有する中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人で、次の各号のいずれかに該当する者であり、経営行動に係る計画を策定し、具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定に基づき市町村長の認定(令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けた者</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者 (売上高等減少率が15%以上のもの又は最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少しているものに限る。)</p> <p>(3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している者 又は最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している者 ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除くものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>◎ セーフティネット保証5号 (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>◎ セーフティネット保証4号 指定を受けた災害等の影響を受け、原則として最近1か月の売上高等が前年同期比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>	
融資金額	1企業者又は1組合 6,000万円以内	
融資期間	運転 10年以内 設備 10年以内 (原則として保証付き融資制度の既往借入金の返済資金を含む。)	5年以内据置
融資利率	年1.60%以内 ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に係るものについては、年0.25%を追加する。	
保証料率	融資対象(1)、(2)については年0.85% 融資対象(3)については年0.45%~1.90% ただし、次の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。 ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと ※信用保証料の補助 融資対象(1)、(2)については0.65%に相当する額を国が補助し、免除対応により0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、0.85%に相当する額を国が補助する。 融資対象(3)については0.25%~0.75%に相当する額を国が補助し、免除対応により0.2%が保証料率に上乗せされている場合には、0.45%~0.95%に相当する額を国が補助する。 さらに、令和5年3月31日までに融資実行されたものについては、0.2%に相当する額を追加で補助するものとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外とする。	
担保・保証人	保証人は原則として法人代表者以外不要 無担保(既設定根抵当権を除く)	

新型コロナ対応支援

資金名	②事業再生サポート資金	
融資対象	<p>県内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者</p> <p>(1)独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(2)認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業振興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(3)特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>(4)株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(5)株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(6)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(7)私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>(8)自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>(9)独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>(10)経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p>	
融資金額	1企業者 2億8,000万円以内、1組合等 4億8,000万円以内	
融資期間	運転 15年以内 設備 15年以内 (原則として保証付き融資制度の既往借入金の返済資金を含む。)	5年以内据置
融資利率	年1.90%以内	
保証料率	<p>責任共有制度の対象の場合 年0.80%、責任共有制度の対象除外の場合は、年1.0% ただし、次の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること</p> <p>②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>※信用保証料の補助 責任共有制度の場合は0.60%に相当する額、 責任共有制度の対象除外の場合は0.80%を国が補助する。 免除対応により0.2%が保証料率に上乘せさせられている場合には、 上乘せする0.2%に相当する額を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外とする。</p>	
担保・保証人	保証人は原則として法人代表者以外不要 無担保(既設定根抵当権を除く)	

創業者・小規模事業者支援

資金名	③創業者無担保資金
融資対象	<p>県内で新たな事業を開始しようとする者(開始後5年未満を含む)で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) ア 事業を営んでいない個人で、1月以内に新たな事業を開始する具体的計画を有する者 イ 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者 ※創業・再挑戦計画書の提出が必要</p> <p>(2) ア 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者 イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者</p> <p><あったかビジネス支援枠> 創業促進・あったかビジネス支援事業において徳島県から事業計画を認定された者</p>
融資金額	1企業者 3,500万円以内
融資期間	運転 6年以内 設備 8年以内 2年以内据置
融資利率	<p>年1.90%以内</p> <p>なお、<あったかビジネス支援枠>は、年1.60%以内、<あったかビジネス支援枠>において、事業計画を認定された者が女性(法人の場合は代表者)である場合は、年1.20%以内とする。(ただし、<あったかビジネス支援枠>において、平成28年3月31日以前の既往借入金の返済資金の場合は、上記の規定に関わらず、年1.90%以内とする。)(ただし、令和5年3月31日まで)</p>
保証料率	<p>年0.50%</p> <p>なお、<あったかビジネス支援枠>は、上記保証料率から0.40%を割り引き、<あったかビジネス支援枠>において、事業計画を認定された者が女性(法人の場合は代表者)である場合は、0.50%を割り引く。(ただし、<あったかビジネス支援枠>において、平成28年3月31日以前の既往借入金の返済資金の場合は、上記の規定に関わらず、0.20%の割り引きとする。)(ただし、令和5年3月31日まで)</p> <p>年0.00% 鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市で起業・創業される方 (各市の中小企業融資制度所管課において、要件をご確認ください。)</p>

資金名	④小口資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者を対象とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの((2)に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>(3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの</p> <p>(4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの</p> <p>(5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの</p> <p>(6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記(1)から(5)に掲げるものを除く。)</p>
融資金額	1企業者 2,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 7年以内 1年以内据置
融資利率	年1.70%以内
保証料率	<p>年0.30%~1.25%<通常></p> <p>年0.30%<特別小口保険を利用する場合></p>

事業承継支援

資金名	⑤事業引継ぎ支援資金
融資対象	<p>県内で事業の承継をしようとする者(承継後5年未満(融資対象(3)にあつては承継後3年未満)を含む)であつて、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1)「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター」又は取扱金融機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づく取組みを行う中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人</p> <p>(2)経営承継円滑化法(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イに規定する徳島県知事の認定を受けた中小企業者の代表者であつて、事業活動の継続に資金が必要となっている者</p> <p>(3)3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人で、次の①から④の全ての要件を満たす者</p> <p>①資産超過であること ②返済緩和中でないこと ③EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ④法人と経営者の分離がなされていること [全国統一制度「事業承継特別保証制度」の適用]</p> <p>※融資対象(2)については、主たる取引関係を有する金融機関を経由して申し込むものとし、経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定における中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせる事由にかかる資金を資金使途とする。</p>
融資金額	1企業者 8,000万円以内
融資期間	運転 10年以内 設備 10年以内 融資対象(1)2年以内据置 融資対象(2)及び(3)1年以内据置
融資利率	年2.15%以内
保証料率	年0.45%~1.05% 融資対象(3)に該当し、経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、年0.20%~0.90%

成長産業育成支援1

資金名	⑥あわの輝き産業育成資金					
融資対象	<p>県内に事業所を有する中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者、又は県内に事業所を有する特定非営利活動法人であつて次の(1)から(3)のいずれかに該当する者</p> <p>(1)地域資源活用事業 「中小企業地域資源活用促進法」に基づき、知事が指定した地域資源を活用して事業を行う者</p> <p>(2)情報通信関連産業 「徳島県情報通信関連事業立地促進補助金交付要綱」に定める情報通信関連事業を行う者</p> <p>(3)ファンド活用事業 とくしま経済飛躍ファンド(LEDバレイ推進枠、地域資源活用枠、農商工連携枠)を活用して事業を行う者</p> <p>(4)農商工連携事業 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、国の認定を受けた事業計画に基づき事業を行う者</p> <p>(5)経営革新認定事業 「中小企業等経営強化法」に基づき、県の承認を受けた「経営革新計画」に基づく事業を行う者</p> <p>(6)ものづくり・商業・サービス革新事業 「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」を活用して事業を行う者</p>					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
融資金額	1企業者 5,000万円以内					
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置					
融資利率	年1.90%以内	年1.70%以内	年1.90%以内	年1.90%以内	年1.80%以内	年1.80%以内
保証料率	年0.45%~0.65%	年0.45%	年0.45%~0.65%	年0.45%	年0.40%	年0.45%

成長産業育成支援 2

資金名	⑦「LED×藍」企業振興資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であって、『「LED×藍」産業応援ファンド』を活用して事業を行う者
融資金額	1企業者 2,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.70%以内
保証料率	年0.00%

資金名	⑧地域資源産業応援資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者であって、とくしま経済飛躍ファンド(地域資源産業応援枠)を活用して事業を行う者
融資金額	1企業者 2,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.70%以内
保証料率	年0.00%

資金名	⑨新事業展開・リカレント支援資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、原則として6カ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者</p> <p>(1)事業の転換、多角化その他の新たな事業活動を行おうとする者</p> <p>(2)新たに海外事業展開、直接輸出入を行う者</p> <p>(3)外国人観光客(インバウンド)の受入を行う者</p> <p>(4)プロフェッショナル人材を活用し、攻めの経営転換を行う者で、次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 徳島県から「プロフェッショナル人材確保支援費補助金」の交付を受けた者</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 「徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて人材を受け入れた者</p> <p>(5)従業員のリカレント教育に取り組む者</p>
融資金額	1企業者 8,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 2年以内据置
融資利率	年2.00%以内
保証料率	年0.45%～1.05%

成長産業育成支援 4

資金名	⑬GXビジネス促進資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、グリーン社会実現に寄与する、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルの開発、事業活動を行う者
融資金額	1企業者 2億8,000万円以内
融資期間	運転(研究開発に要する経費) 10年以内 設備 20年以内 3年以内据置
融資利率	10年以内の場合 年1.50%以内 10年超20年以内の場合 金融機関所定金利
保証料率	年0.30%~1.15%

経営安定支援 1

資金名	⑭セーフティネット資金			
融資対象	<p>県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項の各号のいずれかの規定に基づき市町村長の認定を受けた者であり、具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者</p> <p>(2) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者であり、具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者</p> <p>【参考】</p> <p>◎ セーフティネット保証5号</p> <p>(イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</p> <p>(ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>◎ セーフティネット保証4号</p> <p>指定を受けた災害等の影響を受け、原則として最近1か月の売上高等が前年同期比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれる中小企業者</p>			
融資金額	融資対象(1)、(2)ごと、それぞれ 1企業者、1組合 7,000万円以内(ただし、令和5年3月31日まで)			
融資期間	運転 10年以内 (ただし、令和5年3月31日まで) 2年以内据置			
融資利率	融 資 期 間	5年以内	5年超8年以内	8年超10年以内
	責任共有対象外	年1.60%以内	年1.70%以内	年1.80%以内
	責 任 共 有	年1.85%以内	年1.95%以内	年2.05%以内
保証料率	年0.30%			

経営安定支援 2

資金名	⑮経済変動対策資金				
融資対象	<p>県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、次の(1)から(7)のいずれかに該当し、かつ具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者 ただし、(4)については、商工会議所(徳島、鳴門、阿南)又は徳島県商工会連合会の経営安定特別相談室の推薦を受けること。</p> <p>(1) 為替相場の急激な変動に伴う新規受注の減少、為替差損の負担等により経営の安定に支障を生じている者 (2) 依存率20%以上の親事業者の経営不振又は構造調整により、新規受注の減少を被り経営の安定に支障を生じている者 (3) 経済不況等の影響により収益が悪化した者であって、資金繰りが極めて困難となり運転資金に窮迫している者 (4) 別に定める倒産企業の指定基準により知事が指定した企業に50万円以上の債権を有する者</p> <p><ウクライナ情勢対策枠> (5) 原油・原材料価格の高騰の影響により、最近1か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期比で増加し収益が悪化している者 ※ただし、「最近1か月」の取扱いは、令和4年9月30日まで</p> <p>(6) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」又は「災害救助法」の適用を受けた災害により事業活動に支障が生じている者 (7) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等により、直接的又は間接的な影響を受けた者で、原則として最近1か月の売上高が前年同期比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者</p>				
融資金額	1企業者 5,000万円以内				
融資期間	運転 10年以内		1年以内据置		
融資利率	融 資 期 間	7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
	通常枠	年1.90%以内	年1.95%以内	年2.00%以内	年2.05%以内
	ウクライナ情勢対策枠	年1.80%以内	年1.85%以内	年1.90%以内	年1.95%以内
ただし、通常枠の利率は令和5年3月31日まで、ウクライナ情勢対策枠の利率は令和4年9月30日まで					
保証料率	年0.30%～0.85% <ウクライナ情勢対策枠>年0.2%～0.75% ただし、ウクライナ情勢対策枠は、令和4年9月30日まで				

資金名	⑯経営安定借換資金	
融資対象	<p>県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営み、融資申込時において、県の保証付き融資制度の残高を有する中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、本資金の活用により、安定的経営が見込まれ、返済の見込みが十分ある者 ※融資利率1.85%以内の対象者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号又は同条第6項のいずれかの規定に基づき市町村長の認定を受けた者</p> <p><経営改善強化枠> 上記に加え、徳島県信用保証協会「経営支援・創業推進強化事業(専門家派遣事業)」を活用し、経営改善計画の策定又は実行に取り組む者 (経営改善強化枠については、令和5年3月31日まで)</p>	
区分	経営改善強化枠	一般(経営改善強化枠以外)
責任共有対象外	融資金額:1企業 7,000万円以内 融資期間:10年以内 2年以内据置 融資利率:年1.85%以内 保証料率:年0.70%	融資金額:1企業 5,000万円以内 融資期間:8年以内 2年以内据置 融資利率:年1.85%以内 保証料率:年0.70%
責任共有	融資金額:1企業 7,000万円以内 融資期間:10年以内 2年以内据置 融資利率:年2.10%以内 保証料率:年0.70%	融資金額:1企業 5,000万円以内 融資期間:8年以内 2年以内据置 融資利率:年2.10%以内 保証料率:年0.70%

防災減災対策 1

資金名	⑰地震防災対策資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 次の①から⑬のいずれかに該当する地震防災計画を策定し、徳島県から承認を受けた上で当該地震防災対策を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建物(工場、倉庫、店舗、事務所)並びにその囲障(ブロック塀、石塀等)及び広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修(建物については、有資格者による耐震診断を受けること。) ② 機械、器具、商品等の転倒及び転落並びに窓ガラス等の飛散の防止 ③ 避難路及び避難地の整備 ④ 非常用放送設備の整備 ⑤ 備蓄倉庫の整備 ⑥ 応急対策物資の整備 ⑦ 雨水タンクの整備 ⑧ 貯水槽の整備 ⑨ 非常用発電機の整備 ⑩ LED照明、リチウムイオン電池、太陽光発電設備の整備 ⑪ 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設等の耐震性の向上、流出、火災等の防止を目的とした改修補強 ⑫ 津波浸水対策を目的とした、産業団地等からの5者以上の集団移転(土地のみの取得を除く) ⑬ その他知事が地震防災対策として適当と認めたもの <p>(2) BCP(事業継続計画)を策定し、企業防災対策を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① BCP策定優良企業に対する表彰制度に基づき、徳島県から表彰を受けた者 ② 徳島県企業BCP認定制度に基づき、徳島県から認定された者
融資金額	1企業者 1億円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置 但し、(1)⑫の場合、設備15年以内
融資利率	年1.70%以内(ただし、令和5年3月31日まで)
保証料率	年0.20%＜通常＞ 年0.10%＜(1)⑫及び(2)②の場合＞ (ただし、令和5年3月31日まで)

資金名	⑱土砂災害減災対策資金
融資対象	県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、徳島県から承認を受けた上で、土砂災害警戒区域等から防災減災対策を目的とした事業所等の移転を行う者
融資金額	1企業者 1億円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.70%以内(ただし、令和5年3月31日まで)
保証料率	年0.20%(ただし、令和5年3月31日まで)

資金名	⑲災害対策資金
融資対象	県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、事業所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流失、浸水又はこれらに準ずる損害を受けた者
融資金額	1企業者 5,000万円以内(運転資金は3,000万円以内)
融資期間	運転 5年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年2.15%以内
保証料率	年0.45%～0.85%

防災減災対策 2

資金名	⑩災害時支援活動応援資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、徳島県と締結している災害時支援協定等に基づき災害支援活動を行う者
融資金額	1企業者 5,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.90%以内
保証料率	年0.45%~0.65%

地域連携企業支援

資金名	⑪地域連携企業支援資金
融資対象	<p>県内に事業所を有する中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 徳島県から「徳島県奨学金返還支援サポート企業」に認証された者</p> <p>(2) 徳島県から「徳島県はぐくみ支援企業」に認証された者</p> <p>(3) 徳島県から「健康づくり推進活動功労者知事表彰(企業部門)」を受けた者</p> <p>(4) 徳島県から「とくしまエンシカルアワード」を受けた者</p> <p>(5) 徳島県から「徳島県企業BCP認定制度」に基づき認定された者</p> <p>(6) 消費者志向自主宣言事業者として消費者庁ホームページに掲載されている者</p> <p>※ 融資対象(1)については、令和5年3月31日まで</p>
融資金額	1企業者 5,000万円以内
融資期間	運転 7年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.90%以内
保証料率	年0.45%~0.65%

一般支援 1

資金名	⑫一般資金
融資対象	県内に事業所を有する中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人で、原則として6か月以上継続して同一事業を営む者
融資金額	1企業者 6,000万円以内(運転資金は3,000万円以内) 1組合 6,500万円以内(運転資金は4,500万円以内)
融資期間	運転 5年以内 設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年2.40%以内
保証料率	年0.45%~1.90%

一 般 支 援 2

資金名	⑳短期事業資金
融資対象	県内に事業所を有し、原則として6か月以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合、医療法人等又は特定非営利活動法人
融資金額	<通常枠> 1企業者、1組合 1,000万円以内 <経済回復支援枠> 上記金額に加え、500万円を上乗せ (ただし、令和5年3月31日まで)
融資期間	運転 1年以内
融資利率	年2.30%以内
保証料率	年0.30%~1.00%

資金名	㉑はぐくみ事業所整備資金
融資対象	県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者であって、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出をしており、子どもを産み育てながら働きやすい職場環境を積極的に整備しようとする者 また、事業所内保育施設を設置する場合は、原則として公益財団法人児童育成協会の「企業主導型保育事業(整備費)」の助成決定を受けた者
融資金額	1企業者 3,000万円以内
融資期間	設備 10年以内 1年以内据置
融資利率	年1.90%以内
保証料率	年0.30%

○責任共有制度について

保証付き融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的として導入された制度であり、保証付き融資の2割については、金融機関が責任を負担することとなります。

【お問い合わせ先】

◎徳島県商工労働観光部企業支援課金融担当	徳島市万代町1丁目1番地	TEL (088) 621-2318
◎徳島県信用保証協会		TEL (088) 622-0217
◎徳島県中小企業団体中央会	} 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ)	TEL (088) 654-4431
◎徳島県商工会議所連合会(経営安定特別相談室)		TEL (088) 653-3211
◎徳島県商工会連合会(経営安定特別相談室)		TEL (088) 623-2014
◎徳島県中小企業活性化協議会		TEL (088) 626-7121

【政府系金融機関】

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。		
◎日本政策金融公庫徳島支店	徳島市中洲町1丁目58番地	TEL (088) 625-7790
中小企業事業		TEL (088) 622-7271
国民生活事業		
◎商工組合中央金庫徳島支店	徳島市西船場町2丁目30番地	TEL (088) 623-0101